

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()				
特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算											
当期控除額の個別帰属額 (別表六の二十六「14」) × $\frac{\text{別表六の二十六付表一「12」}}{\text{別表六の二十六「7」}}$							1 円				
地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算											
基準雇用者割合 (別表六の二十六「3」)	2	連 結 親 法 人 事 業 年 度 が 平 成 30 年 4 月 1 日 以 後 に 開 始 す る 連 結 事 業 年 度 の 場 合	個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 計 算	(2) ≥ 8%若しくは(2) ≥ 10%又は(別表六の二十六「1」) = 0の場合 60万円 × (3) + 50万円 × (5)	12	円					
個別特定新規雇用者数 (別表六の二十六付表一「22」)	3			5% ≤ (2) < 8%の場合 30万円 × ((3) + (4)) + 20万円 × ((5) + (6) × 1.5)	13						
個別移転型特定新規雇用者数 (別表六の二十六付表一「24」)	4			(2) < 5%又は(2) < 10%の場合 30万円 × (3) + 20万円 × (5)	14						
個別対象非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計 (別表六の二十六付表一「29」 + 「31」)	5			個別税額控除相当額 (12)、(13)又は(14)	15						
個別移転型非特定新規雇用者数及び個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (別表六の二十六付表一「30」 + 「32」)	6			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(15)の合計)	16						
個別非特定新規雇用者超過数 (別表六の二十六付表一「33」)	7										
前 に 開 始 し た 連 結 事 業 年 度 が 平 成 30 年 4 月 1 日	(2) ≥ 10%又は(別表六の二十六「1」) = 0の場合 60万円 × (3) + 50万円 × (5) + 40万円 × (7)			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17						
	同上以外の場合 30万円 × (3) + 20万円 × (5) + 10万円 × (7)										
	個別税額控除相当額 (8)又は(9)										
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算											
各連結法人の地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二十六付表一「42」の合計)								18 人			
個別税額控除相当額 30万円 × (別表六の二十六付表一「42」 - 「42の内書」) + 20万円 × (別表六の二十六付表一「42の内書」)							19 円				
各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)							20				
当期控除額の個別帰属額 (別表六の二十六「51」) × $\frac{\text{別表六の二十六付表一「42」}}{(18)}$							21				

別表六の二（十六）付表三の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「 $(2) \geq 8\%$ 若しくは $(2) \geq 10\%$ 又は別表六の二(十六)「1」=0の場合¹²⁾
 $60万円 \times (3) + 50万円 \times (5)$ 」
は、平成30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法

人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「 $(2) \geq 8\%$ 若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは $(2) \geq 10\%$ 」を消します。

3 「 $(2) < 5\%$ 又は $(2) < 10\%$ の場合¹⁴⁾
 $30万円 \times (3) + 20万円 \times (5)$ 」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には「 $(2) < 5\%$ 又は」を消し、その他の場合には「又は $(2) < 10\%$ 」を消します。

4 「個別税額控除相当額¹⁵⁾
(12)、(13)又は(14)」は、平成30年改正法附則第107条第2項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(12)、(13)又は(14)」とあるのは、「(12)又は(14)」として記載します。